平成２８年（フ）第３７０６号
神奈川県川崎市中原区上丸子山王町１丁目1410―201
債務者　久保　里渚（旧姓塩野）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７９０号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目17―10―103
債務者　知花　温彦
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８１２号
東京都葛飾区堀切２丁目55―８
債務者　古閑　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８２２号
東京都新宿区袋町24―101
債務者　遠藤　敏明
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３０号
東京都狛江市岩戸南１丁目３―24―405
債務者　廣野　史江
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６７号
東京都足立区栗原３丁目27―12―204
債務者　長澤　孝浩
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６９号
東京都世田谷区駒沢３丁目１－３―602
債務者　金澤アサコ
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉312号
債務者　佐藤　春彦
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９２号
横浜市金沢区六浦５丁目41番１―Ｂ305号
債務者　山田　竜太
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３７号
横浜市瀬谷区相沢１丁目９番地４　ステイタス21瀬谷204
債務者　佐藤　俊平
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
長野県小諸市赤坂１丁目13番８号
債務者　柳澤　裕美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２７号
長野県佐久市平賀4228番地２
債務者　高野　敦子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１５号
熊本県阿蘇市内牧1038番地６　エステートピア園田106号、前住所熊本県阿蘇市乙姫311番地（乙姫団地13号）
債務者　上島　　洋
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第９０２号
横浜市緑区鴨居２丁目14番６―402号
債務者　堀内　和子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００８号
横浜市青葉区柿の木台30番地40
債務者　相川　道義
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部